



®

令和2年 6月8日 (月)
(2020年)

No. 15186 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

拒絶査定不服審決取消訴訟

〔携帯用グリップ〕(特願2016-546535号) 出願手続違背及び進歩性誤認事件)
[上] (全2回)

—平成30年(行ケ)第10031号、平成31年2月6日判決言渡—

拒絶査定不服審決取消訴訟において、原告(拒絶査定不服審判請求人)は、1(審決)取消事由1(手続違背)及び2(審決)取消事由2(進歩性判断の誤り)を主張した。

被告はいずれも反論した。

裁判所は、原告が縷々述べた、1(審決)取消事由1(手続違背)の事実を認めることなく、また、2(審決)取消事由2(進歩性判断の誤り)では、本願発明と引用発明の相違点である相違点4の看過はなかったこと、並びに審決に係る周知技術の適用について周知例1及び乙1公報の記載から導き出される周知技術1から3を適用して本願発明にいたる動機付けがあるとし、引用発明に周知技術1から3を適用す

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024

